

# INFORMATION

## 情報コーナー



### 10/28 救命講習

西春日井広域事務組合消防本部では、「もしも」の時に役立つ応急手当の方法を皆さんに知っていただくために、AED（自動体外式除細動器）の取扱いを含む救命講習会を開催します。十月一日（月）から電話受付を開始し、定員になり次第締め切ります（会場の都合により、定員は三十名）。

▼内容 普通救命講習Ⅲ（二時間講習） 新生児・乳児・小児が心配停止になつた場合を想定した心肺蘇生法

▼対象 原則として豊山町、北名古屋、清須市に在住、在勤、在学の方

▼とき 十月二十八日（日）午前九時～正午

▼ところ 西春日井広域事務組合消防署（清須市西田中山88番地）

### 参加費 無料

※受講された方には、後日修了証を交付します。

※修了証は、講習終了二週間後に発行するため、左記の連絡先へ確認の後、来署し受け取りに来てください。

※郵送希望の場合、八十二円切手を貼った封筒に宛先を記入し受講当日持参してください。

▼申込み・問合せ 西春日井広域事務組合消防本部消防課 ☎22・4954（平日の午前九時～午後五時）

### 十月一日は「法の日」

十月一日は「法の日」です。国民の皆様は、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるようにと、裁判所、検察庁、弁護士会の協議で提唱され、昭和三十五年、政府に

### 10/19 アルコール等専門相談

よって定められました。「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」とされています。

各地の裁判所の行事は、『裁判所ウェブサイト』や、各裁判所の総務課で案内しています。この機会に、ぜひご参加いただき、法や裁判所について考えてみてください。

▼問合せ 名古屋家庭裁判所事務局総務課 ☎052・223・0994

清須保健所では、アルコール問題等の困りごとに関して、専門相談を開催します。お気軽にご相談ください。

▼とき 十月十九日（金）午後二時～午後三時（酒害相談員等による相談日は随時調整します。）

▼ところ 清須保健所（清須市春日振形129番地 春日老人福祉センター 内三階）

▼内容 精神科医師による専門相談、酒害相談員等による専門相談

▼対象者 豊山町・清須市・北名古屋市に在住・在勤で相談を希望する方

▼費用 無料

▼申込方法 十月十二日（金）までにお電話で左記申込み先へご連絡ください

▼申込み・問合せ 清須保健所健康支援課こちらの健康推進グループ ☎052・401・2100

### 10/17 不登校・ひきこもり家族教室

清須保健所では、不登校・ひきこもりに悩まれているご家族を対象にした教室を開催します。お互いの悩みや不安をお話することが出来ます。

▼とき 十月十七日（水）午後二時～午後四時

▼ところ 清須保健所 相談室一

▼内容 前半 講演「家族の立場からの体験談」などしこの会の活動を通して」（講師 NPO法人なでこの会 理事長 田中義和氏） 後半 交流会

▼対象 不登校・ひきこもりに悩まれているご家族

▼申込方法 十月十一日（木）までに電話で左記申込み先へご連絡ください

▼申込み・問合せ 清須保健所健康支援課こちらの健康推進グループ ☎052・401・2100

### 最低賃金は898円

愛知県最低賃金は、10月1日から時間額898円に改正されました。愛知県内の事業場で働く常用、臨時、パートなどすべての労働者に適用されます。賃金が時間給以外で定められている場合（月給、日給等）、賃金を一時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金額と比較します。

▶問合せ 名古屋西労働基準監督署 ☎052・481・9533